

店名	施術所住所	電話	はり・お灸	マッサージ	柔道整復	施術料金 (出張費込み)	その他特記事項
汐の宮 なかさいひろ たつ 鍼灸整骨院	河内長野市 汐ノ宮町2-25	0721-52-4154	○		○	6,000円	曜日・時間 要 相談
阿部はりきゅう院	河内長野市 上原町957-4	0721-52-5999	○			4,000円	曜日(祝日可)、時間 要相談
高橋鍼灸院	松原市 天美北3-1-13	072-333-9267	○	○		4,000円	平日・祝日(日曜日は休診)9:00~17:00 詳細は要相談
北岡鍼灸整骨院	柏原市 玉手町20-30	072-977-5144	○		○	5,000円	水曜日・土曜日 午後
福島鍼灸マッサージ 院	大阪狭山市 池尻中3-31-3	072-365-5671	○	○		5,000円	月~金 午後/月~土曜日の夜間出張可

※施術料金及びその他特記事項は予告なく変更することがあります。事前に各施術所へご確認頂きますようお願い致します。



条件によっては健康保険が使えます。

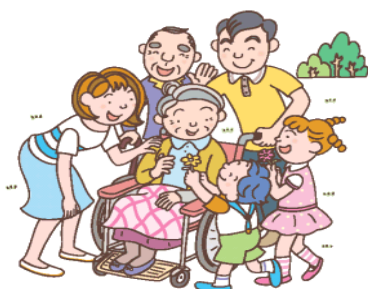
鍼灸マッサージ師の施術でも健康保険が使える場合があります。健康保険が利用できるのは**医療に関する行為のみ**ですので事前に医師による診察、診断、施術の同意が必要です。また、この冊子で云う**心の治療**は適用範囲外の施術となるため誤解のないよう心置き下さい。詳しくは施術所でご相談下さい。

流れ

お手元の健康保険証の種類によって二通りの手続きがあります。よくご確認の上ご利用下さい。

国民健康保険、後期高齢者健康保険など

施術所で同意に必要な書類をもらう
↓
該当疾患の主治の医師に診察のうえ同意書の記入をしてもらう
↓
施術を受け自己負担分の施術費を支払う
↓
月末もしくは月初めに書類を確認、サイン(記名)する



企業保険組合など

健康保険事務所で必要な書類をもらう(書類の中に同意書がなければ施術所で同意に必要な書類をもらう)
↓
該当疾患の主治の医師に診察のうえ同意書の記入をしてもらう
↓
施術を受けて正規の施術費を支払う
↓
月末もしくは次月月初めに書類を記入、保険事務所に提出
↓
自己負担分を除いた施術費が返還されます